

竹内章郎の「能力の共同性」論について

中村好孝

人間文化学部人間関係学科

一 問題の所在

野球で、打者がホームランを何本打てるかを競うホームラン競争というイベントがある。そこで競われているのは、打者がホームランを打つ「能力」である。通常、投手はチームメイトが務めるようだが、もし私(中村)が投手をするとどうなるだろうか？ ストライクが入らないので、大谷翔平選手でもホームランは打てないだろう。つまり、打ちやすい球を投げてくれる人がいなければ、どんなホームランバッターでもホームランを打つ能力を発揮することができないわけだが、そうだとすると、ホームランを打つ能力はホームランバッター個人の中にあるとか、それはホームランバッター個人が所有している能力だとか言えるのだろうか？

本稿の課題は、竹内章郎¹の「能力の共同性」論を検討することである。竹内は哲学者・倫理学者であるが、これまで「能力の共同性」論は主に教育学の分野で取り上げられてきた。マーサ・ミノウの関係性アプローチと一緒に取り上げたもの(福島 2010)、障がい児教育で障害個性論に関して取り上げたもの(茂木 1998)、障がい者を社会的な枠組で考える議論の一つとして取り上げたもの(竹迫 2006)、能力主義教育批判の中でも自然的差異と社会的不平等という事実を無視しない議論として取り上げたもの(黒崎 1995)などがある。また能力主義批判論者として立岩真也と比較考察したもの(西口 2005)(西口 2015)がある²。

「能力の共同性」論は、福祉社会学や社会福祉学では言及されることはあっても、主題的に取り上げられることはほとんどなかった。しかし福祉分野において看過されるべきではない重要な論であると考えため、その可能性を探る。以下、「能力の共同性」論を整理し(二)、問題が近い実証的研究を確認して(三)、最後に問題意識が同じ実証的な研究を見ることで、「能力の共同性」が実現する条件について考え(四)、最後に「能力の共同性」論のインプリケーションについて触れる(五)。

二 「能力の共同性」論とは何か

(1) 平等論と「能力の共同性」

竹内自身は、「能力の共同性」論は「25年来の未完の私論」(高橋・竹内 2014: 156注22)だと述べているが、その大枠は最初からかなり一貫している。分かるかぎりでは、能力主義批判に関する初めての論文が「能力と平等についての一視角」(竹内 1987)であり、「能力の共同性」という用語の初出は「能力の『共同性』と『有用性』」(竹内 1988)である。

人類史を平等の広がりという軸で見る竹内によれば、近代になって平等が拡大した時に、それにもかかわらず前面に出てきたのが、能力に基づく差別であった。フランス革命の公文書「人間及び市民の諸権利宣言」第六条後半は、能力以外の基準に基づく人間の差別を否定した。「封建的な所有制を清算するために、能力(労働能力)に基づく差別は、不可欠であった。だから、近現代社会は、能力に基づく差別を、許容する以上に積極的に肯定する社会でもあると言わざるを得ない」(竹内 1998: 16)。

ロールズ以降の様々な平等論は、この能力に基づく差別を徐々に問題にしてきたが、竹内の見るところではそれぞれ限界があった(竹内 1998)。まずロールズは、出生や生来の資質の不平等は不当だから、補償されるべきだと考える。しかし、個人所有の能力を同一にすることはできないから、ハンディキャップを均すことを求めるのではなく、能力の不平等の是正を経済的補償に代替させる。能力自体を再配分の対象としては捉えない。またそもそもロールズは、障がい者を除外して議論する。

ドゥオーキンは、諸個人の能力も資源として捉え、能力自体を共有資産とみなし再配分対象とする。しかし、能力は操作や転移が不可能なので、平等にされるべき「もの」ではないと、議論が退却していき、平等な配慮と尊重という、いわば穏当な議論に落ち着いてしまう。

センは、能力差の特定において、財や環境との関連を強く意識する。そのため、個人所有としてのみ捉えられがちな「弱者」の能力の問題も、財や環境

の不備を自明視する制度の問題だということになる。このようなセンの議論は、能力自体を個人とその「外」との関連において捉え直す点ですぐれている。しかし人と財の関係性を見るが、「弱さ」をもつ人と他者との関係性を把握しない。センは、「感情や志向性など(これも能力であ……る)を含めたコミュニケーションレベルでの「基本的潜在能力の平等」を捉えきっていない」(竹内 1995: 164)。そこを乗り越えるために必要なのが、「能力の共同性」論である。

まず通常、能力は個人の内部にあるものとして観念される。上のロールズやドゥオーキンも、その点是不変である。このような能力観を、竹内は個体能力観と呼ぶ。

・ A ができない。B ができる。

それに対して「能力の共同性」論は、能力は人間諸個人の「自然性」(遺伝も含めた生得の身体)と社会・文化との相互関係自体であると考え。竹内の考えでは、実際に起こっている事態はこうである。

・ A が C や D と共同で、できない。B が E や F と共同で、できる(「能力の共同性」)

「～は個人の内部にあると通常思われているが、他者との相互作用である／社会的である」という考え方は、社会学においては定番である。その中でも「能力の共同性」論の利得は、能力に基づく差別に対抗することができるということだと竹内は考えている。

能力(差)による差別はどのように起こるのか。竹内の考えでは、能力(差)と人間存在を無媒介に結合させてしまうところからである。人間存在は社会的な規定としては平等だということになっている。しかし個人単位で見たときの能力差は存在し、それは諸個人に固着しているため、平等だということになっている人間存在へとその能力差が逆流して、差別が起こっている。

・ A ができず、B はできる →できない A、できる B という理解 →人間の序列化をもたらす(無媒介的接合)

逆に、人間存在は平等であるはずだという抽象的なヒューマニズムによる人間存在擁護論は、人間存在と能力(差)とを切断してしまうため、能力(差)は放置されかねない。

・ A はできず、B はできる →できるできないとは無関係に、A と B は人間として平等である → A ができないことや、B ができることが放置され、具体的な平等につながらない(切断)

われわれの社会では個体能力観が支配的なので、「A が C や D と共同で、できない。B が E や F と共同で、できる」という事態に対して、できないという能力不全を A 個人に配分し、できるという能力を B 個人に配分してしまっているのである。

誤解されやすい点だが、「能力の共同性」論は、できるという事実、できないという事実を否定するわけではない(竹内・中西 2006: 41)(竹内 1995: 187)。A はできないし、B はできるのではある。しかし、誰が、何が、そうさせているかというところが、個人に還元されなくなる。

(2)通時的場面と共時的場面

「能力の共同性」は、通時的場面つまり能力が獲得・形成される場面と、共時的場面つまり能力が発揮・機能している場面とに区別される。前者は、能力は環境によって決定されるという議論に近く、そこで能力が共同的だというのは比較的分かりやすい。竹内が挙げる例では、たとえばサッカーが得意な人のサッカーの能力は、練習や努力によって得た技能でもあるが、親から受け継いだ素質や、コーチの教えがなければ獲得できなかったものであり、親やコーチの力・能力が共同的に働いた結果として獲得された能力である(竹内 2007b: 9)。

他方、われわれは相応しい周囲の状況や人の反応によってはじめて能力を発揮できるという意味では、共時的な発揮場面においても「能力の共同性」が見られる。たとえば重度の知的障がい児の排泄では、障がい児と福祉職員の間で、次のような「能力の共同性」が見られる。

自力排泄はできず定時排泄がやっとできる程度で、普通にトイレに入るだけでは排泄不可能な

重度の知的障がい児に対して、トイレでのその視線や表情やわずかな仕草も見逃さない優秀な福祉職員が、「おしっこシー」などと話しかけたり、目を合わせて一緒に気張ってみるなどの工夫に満ちた取り組みをする中で、その障がい児に排泄能力が生まれ排泄が可能になる例がある。(竹内 2010: 140)

私の考えでは、この共時的場面つまり発揮・機能の場面での「能力の共同性」のほうが、より脱自明的であり独自性が高い。特に本稿では、その実証研究への応用可能性に注目したい。竹内自身は、研究ではないところではケアや福祉の法人にかかわってきたが、現時点での「能力の共同性」論はほとんど実証的な研究と連動していない。しかし社会学において可能性を秘めているのはこの方向だと考える。

三 「能力の共同性」に似た発想が見られる例

「能力の共同性」論の対極である個体能力観は、竹内も述べるように、とくに根拠を挙げるまでもなく直観的に正しいとされることが多い。では、「能力の共同性」論にできることは何だろうか。論証することは難しいかもしれない。しかし様々な実証的研究が、「能力の共同性」に似た発想を展開したり、それについて考察しているのは事実である。それを見ていこう。

(1) 身体障がい者のケア場面における「能力の共同性」

石島 (2016) (2021) は、ALS の介助現場での観察から、障がい者介助における意思の尊重と推察について考察している。一方では、介助者手足論に代表される意思の尊重という考え方がある。しかしそれはわずらわしくもあるということで、意思の推察という考え方が出てきた。しかし介助者は障がい者本人の意思を一〇〇パーセント察することができるわけではない。ではどうしているか。石島は、介助者が次第に障がい者の意図を汲めるようになっていったこと、一〇〇パーセント察することができるわけではないことはそれほど問題視されていないこと、家族に配慮することもあることなどを、明らかにしている。ここに見られるのは、障がい者、介助者、家族の間で、障がい者の共同的な能力が発揮されたりされなかったりしている様子である。

脳性まひの医師、熊谷晋一郎 (2009) が「拾い、

拾われる関係」や「協応構造」と呼ぶものも、能力が共同的に発揮されている状態である。熊谷の「なんのこと？」と肩をすくめているジェスチャー (本では、身体が自由自在には動かない熊谷の実際のジェスチャー (図 6) と、その時熊谷が思い描いているイメージ (図 7) が挙げられている) は、予備知識がない人にはよく分からないが、付き合いの長い友人はそのジェスチャーを拾える。

外部から見ると似ても似つかぬジェスチャーだが、私と長くつきあっている友人などは、この対応をマスターしているために、私のジェスチャーを拾ってしまうのだ。そしてそんな友人の証言によると、図 6 のようなジェスチャーが、だんだんと図 7 のように見えてくるのだそう。……私の動きを拾ってくれる友人に囲まれているときというのは、私自身も自分が実際に図 7 のような動きをしているイメージを持つようになる。(熊谷 2009: 195)

このような時、熊谷の体の動きを、外界の人やモノが拾って応答するようになっている。この応答パターンのこと、つまり竹内の用語を使うならば「能力の共同性」が発揮されている時の構造のことを、熊谷は協応構造と呼ぶ。

私は、そのような応答パターンを外界とのあいだに作り上げることによって、これから繰り出す私の動きが外界に対してどのような変化をもたらすかということを用意しながら、自らの運動を行うことができるようになった。……私の運動を起点にして、外界が予想通りに変化していく。私はこのとき初めて「私の動き」と呼べるものを手にしたのである。それは、「自由」と名付けてもいいような、広く遠くへ体が開かれて軽やかになるような体験だった。(熊谷 2009: 204)

これらは、身体障がい者の事例である。個体能力観から見た場合であっても、本人の意思決定能力は十分にあり、本人が主導する「能力の共同性」が発揮されやすそうな場面である。そのような意思決定が十分とは思えない場合はどうだろうか。

(2)認知症ケアにおける「能力の共同性」

竹内は、日本の平等論の先駆として介護士の三好春樹の文献を挙げている(竹内 2010: 63注)(竹内 1993: 128)。三好春樹や精神科医の小澤勲は、1990年代後半から2000年代前半に「新しい認知症ケア」という潮流に乗り、それを後押しして、「認知症とされた人の周囲の「関係」を変えることによる認知症の人の姿の変化」を主張した人物である(井口 2020: 12)。

たとえば小澤は次のような事例を紹介している。認知症のクリスティーンさんは、器質的には軽いとは言えない認知症であるが、知的主体の崩れをあまり感じさせない。小澤の仮説は、パートナーのポールさんの存在が大きいというものである。「彼女の知的「私」は「私」を超えて、「クリスティーン & ポール」なのかもしれない」(小澤 2005: 147)。

小澤は、認知症の症状を、認知症をかかえる人にはだれにでも現れる中核症状と、中核症状に心理的・状況的要因が加わって二次的に生成される周辺症状に分けて説明する。竹内の用語を使うならば、中核症状はその人の「自然性」に固有の症状であり、周辺症状は社会・文化といった諸環境を含む他者との相互関係である。

たとえば、もの盗られ妄想は自分が置いたところを忘れてしまって、探し回っているうちに「盗られた」になる。つまり、記憶障害の二次的な帰結である、とされる。しかし、置いたところを忘れた人のだれもが妄想に至るわけではない。……周辺症状の成り立ちを解明するには、医学的な説明によってではなく、認知症という病を生きる一人ひとりの生き方や生活史、あるいは現在の暮らしぶりが透けて見えるような見方が必要になる。(小澤 2005: 24)

ここまで、ケア場面での「能力の共同性」をいくつか見てきた。確認しておくべきは、これらの場面では次のような循環が生じているという点である。つまり、障がい者や認知症患者本人は共同的に能力を発揮できる、という確信が周囲の側に存在しており——言い換えれば、個体能力観ではないやり方で能力の配分が行われており——、だからこそ実際に能力が共同的に発揮されているのである。

熊谷は、「私の動きを拾ってくれる友人に囲まれ

ているとき」には、身体的には実際にはできないジェスチャーをやっているようなイメージで振る舞い、それが周囲に伝わるというコミュニケーションが成立していた。また小澤は、「周辺症状は暮らしのなかでつくられた症状だから、暮らしのなかで、あるいはケアによって、必ず治る。この確信がないと認知症のケアは成立しない」(小澤 2005: 151)と主張する。

以上は、「能力の共同性」論に(たまたま)接近していると思われる研究であった。しかし「能力の共同性」という用語は使っていないが、同じ発想を主眼的に取り上げている研究もある。そこでは「能力の共同性」がより明確に循環している。最後にそれを検討する。

四 「能力の共同性」の自己成就

(1)エスノメソドロジ的研究の検討

「能力の共同性」論と同じ発想での実証的な研究として取り上げたいのは、エスノメソドロジ的研究である。細馬(2016)は、「介護は、介護職員と認知症高齢者の双方が身体をそれぞれのやり方で動かすことで、初めて達成される相互行為」(細馬 2016: 5)だという本であり、「能力の共同性」事例が大量に出てくる。

たとえば、認知症の人に食事を促すために、介護者も箸を構えた事例が紹介される(細馬 2016: 15)。また、認知症の人と折り紙をするために、同じ向きで隣に座り、ひと折りひと折り真似をしてもらうことで傘を折った事例では、細馬は「折り紙がかくも共同作業であったことのほうにわたしは感心していた。なんだか二人で折ったみたいだ」(細馬 2016: 28-29)と感ずる。

次に、声で返事をするのがほとんどない片麻痺のキウチさんの食事介助の事例を、具体的に見よう。介護者は、ミキサー食をスプーンで口元に運んでいる。キウチさんが口を突き出す時には食べる(イエス)、口を閉じているなら食べない(ノー)という意味表示を受け取って、天ぷらを差し出していく。

「じゃ、また茄子ですかー？」口は閉じたまま。“じゃ”と言いかけたときに、唇がきゅっと巻き込まれた。「お茶にしましょうか」ふたたび唇がゆるむので、湯飲みを近づけると口が

突き出る。(細馬 2016: 71)

ここでのポイントは、キウチさんが口を閉じたタイミングがかなり早かったことである。キウチさんは、差し出された茄子の天ぶらに口を閉じたのではなく、天ぶらの連続それ自体に対して口を閉じた。そのため、介護者はお茶に切り替えて、食事がつつがなく継続された。つまりキウチさんは、介護者と共同的に食事を行っているのである。こうしていくつもの事例を見た後で、細馬はこう整理する。「彼らの自発的な行動の変化なくしては、それぞれの介護者は次の段階にたどり着けなかっただろう。介護者は、うまくやり直すことによって、相手の自発性や柔軟さを発見することになる。そして高齢者を、単に一方的な介助の相手としてではなく、介護行動のパートナーとして見直すことになる」(細馬 2016: 275)。

ここで細馬は、ヒントになったグッドウィン¹の失語症の研究を紹介している。本稿でも検討しよう。片麻痺で失語症のロブ(ニューヨークの弁護士)は、「Yes」「No」「And」だけは話せる。そのロブと、妻、ナースとの会話はどのように構築されているか(Goodwin 1995)。

事例1。ナースが靴下をはかせている。ナース「もっと上?」。ロブ「Yes」。

事例2。朝食で、マフィンに何を載せるかをナースが尋ねている。ナース「ゼリー?」。ロブ「No」。ナース「バター?」。ロブ「Yes」。

事例3。トーストの上に載せるものをナースが尋ねている。ロブが早いタイミングで「No」を連発する。妻「マフィン?」。ロブ「Yes」。

トーストやマフィンの上に載せるもの選択とは次の違う問いである、そもそも何を食べるのか(トーストなのかマフィンなのか)という問いにどう移行するかを分析すると、声のピッチやジェスチャー、視線でコミュニケーションが行われていた。細馬の直接のヒントになったのはこの事例である。

ロブは、様々な資源を駆使して会話をしている(Goodwin 2017: 60)。(1)他の人が行っていることを理解する力。(2)韻律。たとえば「No」と「No no no」は意味が違う。(3)韻律と行動によって示される感情。対話者はそれに注意を払っている。(4)ジェスチャー。(5)社会的物質的環境、たとえ

ば指さすことによって何かを伝えることができる対象。ロブに限らず人間は、このように様々な資源を使って、協働的行為(Co-Operative Action)を行っている。グッドウィンの協働的行為は、「能力の共同性」が発揮されている行為と等しいわけではない。協働的行為は、利他的ではないし、同意や協力を志向するわけでもない。それは、積極的に対立を生み出しつつ、相手の発言を変質させることによって新しい行為を生み出すこともある行為である。たとえば口げんかも、けんか相手の言葉尻を捉えるときに相手の発言を再利用しているのだから、協働的行為である。そういう意味で、グッドウィンの協働的行為は、おそらく竹内の言う「能力の共同性」よりも幅広い。

しかし重要なところで、本稿のこれまでの議論との共通点がある。ロブが会話能力のある家族として生活できたのは、周囲がロブの能力を認識していたからだという点である。会話を協働的に構築するために必要なのは、「他の人たちがロブを能力のある共同参加者だとみなしているということである。たとえば、彼の話とジェスチャーを、脳がひどく損傷されている男のたぐいめな運動として扱うのではなく、何か意味のあることを言おうとしているものと扱うということである」(Goodwin 1995: 254)。

この背後にはおそらく個人的な事情がある。ロブは、他の論文ではチルとして出てくる人物と同一人物だと思われるが、グッドウィンが博士論文を書き上げた頃に病を得た、グッドウィンの父親である(Goodwin 2017: 62)。その時、医療専門家は回復不能だと判断したが、そう考えなかった家族は一定のコミュニケーションを回復させ、ロブは上の事例のように単語三つで会話をして生活することができるようになった。グッドウィンから見ると、

非常にルーズなメタファーを使うならば、チルはときとして、プリンターケーブルが切断されている強力なコンピュータみたいに思えた。他の人が生み出す言語構造に対する理解力とそれに影響を与える能力には、たえず感動させられた(Goodwin 2017: 64)

グッドウィンは脳損傷についての論文集も編集しているが、その論文集の共通テーマは、脳に損傷を負った人たちは「他の人の言葉を使って、自

分が言えないことを言うことができる」(Goodwin 2003: No.136/4265)ということだと述べている³。ロブ(あるいはチル)の場合、「損傷としては、失語症は頭骨の中に存在するのはたしかだ。しかし、生活の形式として、そして世界の中で他者と協調して存在し行為する方法としては、その中心は、正確には、内発的で分散した多者間のシステムである」(Goodwin 2003: No.1620/4265)。

そしてグッドウィンによれば、これらの事例は、「話し手というカテゴリー」と「一個人の能力」とを同一視するという(竹内の用語を使えば)個体能力観と無媒介的接合に異議を唱えているのである(Goodwin 2017: 59)。この発想は、まさに竹内の「能力の共同性」論に他ならない。

五 結論と今後の課題

本論文の前半では、竹内章郎の「能力の共同性」論について検討して、今後の有力な展開として、能力の発揮場面に注目すべきことを述べた。

後半では、様々な実践場面で観察あるいは研究された「能力の共同性」を見た。そこで見出されたのは、「能力の共同性」的な枠組が参加者によって共有されている時に、能力が共同的に発揮されているということであった。「能力の共同性」という予言が自己実現していたと言ってもよいかもしれない(Merton 1957=1961: 第11章)。

このような実証的研究の知見は、たとえば意思決定支援に示唆を与えうる。障害者権利条約(2008年発効)第12条の観点から、日本も現行の代行決定ではなく意思決定支援に転換すべきだと指摘されており(山下 2018)(藤村 2017)、そこでは単独の自己決定から支援を受けた共同的な自己決定への変化が見られる(麦倉 2019: 245)。その場合、「能力の共同性」を前提とした意思決定支援こそが、意思決定をうまく自己成就させることになるかもしれない。このような展開可能性は他にもあるだろう。今後の課題としたい。

文献

- 福島賢二, 2010, 「教育における「差異」と分配的正義のジレンマ——Martha Minowの「関係性」アプローチと竹内章郎の「共同性」論を手がかりに」『教育学研究』77(1): 1-14.
- Goodwin, C., 1995, "Co-Constructing Meaning in Conversations With an Aphasic Man," *Research on Language and Social Interaction*, 28(3): 233-260.
- Goodwin, Charles ed., 2003, *Conversation and Brain Damage*, Oxford University Press.
- Goodwin, Charles, 2017, *Co-Operative Action*, Cambridge University Press.
- 細馬宏通, 2016, 『介護するからだ』医学書院.
- 細馬宏通, 2017, 「身体コミュニケーションに埋め込まれている「知」——認知症高齢者の食事介助を例に」『月刊保団連』(1249): 25-30.
- 藤村賢訓, 2017, 「高齢者の意思決定支援(成年後見法)」『九州法学会会報』45-49.
- 井口高志, 2020, 『認知症社会の希望はいかにひらかれるのか——ケア実践と本人の声をめぐる社会学的探求』見洋書房.
- 石島健太郎, 2016, 「障害者介助における意思の尊重と推察のあわい」『年報社会学論集』29: 33-43.
- 石島健太郎, 2021, 『考える手足——ALS患者と介助者の社会学』見洋書房.
- 桂悠介・佐々木美和・八木景之, 2021, 「共生／共創の多角的検討—2: 「協同翻訳」から始まる共生／共創」『未来共創』8(0): 177-207.
- 熊谷晋一郎, 2009, 『リハビリの夜』医学書院.
- 黒崎勲, 1995, 『現代日本の教育と能力主義』岩波書店.
- Merton, Robert K., [1949→]1957, *Social Theory and Social Structure, Revised and enlarged Edition*, Illinois: The Free Press. (= 1961, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- Mialet, Helene, 2012, *Hawking Incorporated.* (= 2014, 河野純治訳『ホーキングInc.』柏書房.
- 宮寺晃夫, 2006, 『教育の分配論——公正な能力開発とは何か』勁草書房.
- 茂木俊彦, 1998, 「ノーマライゼーションと障害児の教育」『岩波講座現代の教育第5巻 共生の教育』岩波書店、29-49.
- 麦倉泰子, 2019, 『施設とは何か——ライフストー

- リーから読み解く障害とケア』生活書院。
- 西口正文, 2005, 「教育的理性と反省性——「能力の私的所有」への問いの深化に向けて」『教育の臨界——教育的理性』刊行委員会編『教育の臨界——教育的理性批判』情況出版, 257-283.
- 西口正文, 2015, 「自己の負うべき責任と〈能力の共同性〉」『椋山女学園大学研究論集(社会科学篇)』46: 35-49.
- 小澤勲, 2003, 『痴呆を生きるということ』岩波新書。
- 小澤勲, 2005, 『認知症とは何か』岩波新書。
- 竹迫千晴, 2006, 「「障害(者)」の「社会」的把握」『SNE ジャーナル』12(1): 1391-52.
- 竹内章郎, 1987, 「能力と平等についての一視角——能力主義批判のために」藤田勇編『権威的秩序と国家』: 491-526, 東京大学出版会。
- 竹内章郎, 1988, 「能力の『共同性』と『有用性』」池谷寿夫・後藤道夫・竹内章郎・中西新太郎・吉崎祥司・吉田千秋『競争の教育から共同の教育へ』青木書店。
- 竹内章郎, 1993, 『「弱者」の哲学』大月書店。
- 竹内章郎, 1994, 「「弱さ」の受容文化・社会のために」尾関周二・後藤道夫・佐藤和夫編『ラディカルに哲学する2「近代」を問いなおす』大月書店, 57-101.
- 竹内章郎, 1995, 「日常的抑圧を把握するための一視角——個人還元主義・個体能力観の根深さについて」尾関周二・後藤道夫・佐藤和夫編『ラディカルに哲学する4 日常世界を支配するもの』: 143-189, 大月書店。
- 竹内章郎, 1998, 「能力に基づく差別の廃棄」『哲学』(49): 15-28.
- 竹内章郎, 1999, 『現代平等論ガイド』青木書店。
- 竹内章郎, 2005, 『いのちの平等論』岩波書店。
- 竹内章郎・中西新太郎, 2006, 「〈能力の共同性〉をもとめて——差別を正当化する能力主義批判」『季刊前夜, 第1期』8:30-49.
- 竹内章郎, 2007a, 「近年の「ケア重視論」の問題性」『社会臨床雑誌』15(1):2-13.
- 竹内章郎, 2007b, 『新自由主義の嘘』岩波書店。
- 竹内章郎, 2010, 『平等の哲学——新しい福祉思想の扉をひらく』大月書店。
- 竹内章郎・藤谷秀, 2013, 『哲学する〈父〉たちの語り——ダウン症・自閉症の〈娘〉との暮らし』生活思想社。
- 竹内章郎・菅間正道(聞き手), 2013, 「竹内章郎さん(岐阜大学地域科学部教授)に聞くラディカルな新自由主義批判を——「能力の共同性」と人間の根源的な応答性」『人間と教育』(77): 4-20.
- 高橋弦・竹内章郎編著, 2014, 『なぜ、市場化に違和感をいだくのか?——市場の「内」と「外」のせめぎ合い』晃洋書房。
- 竹内章郎・吉崎祥司, 2017, 『社会権』大月書店。
- 竹内章郎, 2019, 「優生思想を含む能力主義を廃棄しうる新たな平等思想の契機」『中部哲学会年報』50: 69-82.
- 竹内章郎, 2020, 『いのちと平等をめぐる13章——優生思想の克服のために』生活思想社。
- 天島大輔, 2021, 『〈弱さ〉を〈強み〉に——突然複数の障がいをもった僕ができること』岩波新書。
- 天島大輔, 2022, 『しゃべれない生き方とは何か』生活書院。
- 山下幸子, 2018, 「障害者の意思決定支援に関する施策及び議論の動向」『淑徳大学研究紀要, 総合福祉学部・コミュニティ政策学部』(52): 147-161.

註

- 1 1954年生まれの哲学者・倫理学者。もともとはヘーゲルを研究していたが、障がいの問題や能力の問題を考えるようになる。
- 2 立岩との比較は重要だが、今回は扱わない。竹内の議論の最も特徴的なところは能力の発揮場面での共同性だと本稿は主張するが、立岩は能力が発揮されたりされなかったりした後の成果の分配を問題とする(それ以前に能力の獲得場面も想定できるが、二人にとって主要な論点とはならない)。おそらく、竹内にとっては、規範としての成果の分配は当たり前であり、立岩にとっては事実としての能力差は当たり前であるから、それぞれにとって論点となり得ないのではないかと現時点では考えている。また、竹内が主に念頭に置いているのが知的障がい者であり、立岩が主に見てきたのが身体障がい者メインの自立生活運動であったこととパラレルに、竹内は平等に依拠し、立岩は自由に依拠している。
- 3 身体障がい者が情報生産を行う際に類似したことを行っていることについては、重度身体障がい者の天島(2021)(2022)と理論物理学者のホーキング

(Mialet 2012=2014)を比較すると面白い。天島は時として「能力の共同性」と非常に近いことを述べるが、通訳者(介助者)に論文執筆のありかたについて疑問を呈されるなどして、能力の発揮場面とその成果のオーサーシップという問題、「能力の水増し問題」に悩まされることになる(天島 2022: 23)(天島 2021: 130)。その天島は、自分の研究方法はホーキングと同じだと述べる(天島 2022: 286)が、ホーキングがオーサーシップ問題で悩んでいるようには思われない。むしろ逆である。「ホーキングのアシスタントたちは彼の言おうとしている文を予測して完成させるだけでなく、ホーキングに能力を投影し、彼にその能力があるものとする。しかしその能力の大部分は彼らの労働の成果なのだ」(Mialet 2012=2014: 40)。